

○京極町企業振興促進条例

(目的)

第1条 この条例は、京極町における企業の立地を促進するため、企業を設置又は増設するものに対し、町が必要な助成措置を行い、もって本町の経済の発展及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「企業」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 物の製造又は加工を行う事業所
- (2) 内水面において人工的設備を施し、水産動植物の養殖を行う事業所
- (3) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第30条に規定する情報通信技術利用事業
- (4) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿泊所営業を事業とする旅館業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）

(助成の対象)

第3条 第1条の助成措置は、前条に掲げる企業が新設又は増設した次の各号の一に該当する施設（他者が、その事業の用に供していた施設を取得した場合を含む。）に対し奨励金を交付する。

- (1) その事業の操業に直接使用する土地、建物及び附帯設備で、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1項第1号から第7号までに掲げる固定資産を含めた施設であって、それら施設の固定資産取得価格が1,000万円以上であること。
- (2) 施設の新設の場合における、その施設にかかる操業期間中の常時従業員数が5人以上であること。

(申請)

第4条 前条の規定により奨励金を受けようとするものは、別に定めるところにより、町長に申請書を提出しなければならない。

(奨励金の額)

第5条 奨励金は、当該施設の新設又は増設により、新たに固定資産税を賦課すべき年度より3年間に限り、各年度の当該固定資産に係る固定資産税相当額の範囲内で町長が定める。

2 町長は、奨励金を交付するときは、当該固定資産のその年度の固定資産税が完納した後に
行うものとする。

(奨励金の取消し)

第6条 町長は、奨励金の交付を受けたものが、偽りその他不正の手段により奨励金の交付
を受けたものと認めるときは、奨励金の交付を取消することができる。

(委任事項)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、平成元年から適用する。

2 過疎地域の公示による固定資産税の課税の特例に関する条例（昭和59年条例第5号）
第2条の規定により課税の免除を受けるものは、この条例による奨励金の交付を受けるこ
とができない。

3 京極町工場誘致条例（昭和36年条例第5号）は、廃止する。

附 則（平成28年条例第11号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。